

委 託 契 約 書 （案）

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、令和８年度沖縄県震度情報ネットワークシステム高度化業務に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（目 的）

第１条 甲は、令和８年度沖縄県震度情報ネットワークシステム高度化業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の遂行）

第２条 甲及び乙は、この契約書、業務仕様書及び質問回答書に従い、この契約（以下、「本契約」という。）を履行しなければならない。

２ 乙は、契約書記載の業務（以下、「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下、「履行期間」という。）内に履行するものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。

３ この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、口頭で行うことができるものとする。

４ 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は第８条に規定する乙の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

５ 乙は、この契約書若しくは業務仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲と乙との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

６ この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

７ この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８ この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる時刻は、日本標準時とする。

９ この契約書及び業務仕様書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

１０ この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

１１ この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１２ 甲が、第７条に規定する施設管理担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、施設管理担当者を経由するものとする。

13 前項の書類は、施設管理担当者に提出された日に甲に提出されたものとみなす。
(契約代金内訳書及び実施計画書)

第3条 乙は、仕様書に従い、契約締結の日から14日以内に契約代金内訳書及び実施計画書を作成し、甲に提出し、その承諾を得なければならない。

(委託期間)

第4条 委託業務の期間は、契約日から令和9年3月12日までとする。

(委託費)

第5条 委託費は、金 円とする。

うち、取引に係る消費税額及び地方消費税 円

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額中課税分に110分の10を乗じて得た金額である。

(契約保証金)

第6条 契約金額の100分の10以上（沖縄県財務規則（令和7年3月31日付け規則第38号）第101条第1項）

(実施計画書の内容変更等)

第7条 乙は、実施計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ実施計画変更承認申請を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

(業務完了報告及び検査)

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項に規定する委託業務完了報告書の提出を受けたときは、すみやかに当該委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、速やかに自己の負担において当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査又は再検査に合格したときをもって、委託業務が完了したものとする。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託業務が契約の内容に適合すると認めたときは、委託業務の実施に要した額と第5条に規定する委託費とのいずれか低い額を確定額とし、乙に対して通知するものとする。

(委託費の支払い)

第10条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算支払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第11条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（使用人に関する乙の責任）

第12条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 乙は、法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を得なければならない。使用人を変更したときも同様とする。乙は、これら以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。

（施設管理担当者）

第13条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。

2 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この契約書及び業務仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に関する回答
- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

（業務責任者）

第14条 乙は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(進捗状況の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査することができる。また、委託業務の状況について、甲が乙に対し報告を求めたときは、乙は甲に速やかに報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、乙に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第16条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の業務責任者又は使用人が業務の履行につき著しく不適当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、施設管理担当者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(秘密の遵守)

第17条 乙は、委託業務を実施するに当たり、知り得た秘密を他にもらしてはならない。

- 2 乙は、この業務による個人情報の取り扱いについては、別途定める「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この契約の全部または一部を解除し、または変更し、委託費の全部若しくは一部の支払を停止することができる。

- (1) 乙が、本契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認めたとき。
 - (2) 乙が、正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法

人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 19 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（解除による違約金）

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第1号の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責に帰すべき事由により履行不能となった場合

- 2 前項の場合（第18条第1項第1号の規定により契約が解除された場合を除く。）において、沖縄県財務規則第101条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（解除による損害賠償）

第 21 条 乙は、第 18 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項各号に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償し

なければならない。

- 2 甲は、第 18 条第 1 項第 3 号に該当する理由により、この契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損失を補償する。

(契約不適合責任)

第22条 甲は第 8 条の委託業務が完了したときから 1 年以内に限り、契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）場合は、乙に対し修補を求めることができる。

- 2 甲は、乙が同意したときは、前項の契約不適合の修補に代えて、乙に損害の賠償を請求することができる。

(損失負担)

第23条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときには、その限度において甲の負担とする。

- 3 乙は、乙の責めに帰さない事由による損害については、第 1 項又は第 2 項の規定による賠償の責めを負わない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 24 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(委託業務の中止等)

第 25 条 乙は、災害その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その理由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、書面をもって契約の解除または一部の変更を行うものとする。

(委託費の処理)

第 26 条 甲が第 18 条又は第 19 条の定めにより契約を解除した場合の委託費の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 委託費が既に支払われているときは、乙は支払われた委託費のうち、甲が認める正当な既履行部分に相当する額を除きこれを甲に返還する。
- (2) 委託費が支払われていないときは、甲は委託業務のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

(違約金)

第 27 条 甲は、乙が前条の規定により委託費を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納分の額に年 3.0 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができるものとする。

(著作権)

第 28 条 乙は、本業務により新たに作成した成果物の著作権は甲に帰属する。ただし、乙又は第三者が従前から保有するプログラム、ソフトウェア、ライブラリその他の著作物については、この限りでない。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 29 条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改定された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(委託業務内容の変更)

第 30 条 甲は、次のいずれかに該当する場合は、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき

(乙の請求による履行期間の延長)

第31条 乙は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第31条の2 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第31条の3 履行期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するもの

とする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（契約金額の変更方法等）

第31条の4 契約金額の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

（臨機の措置）

第32条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故の発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲と乙とが協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

3 甲又は施設管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

（合意管轄）

第33条 本契約及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協 議）

第34条 本契約及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉 城 康 裕

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を

契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければなら

い。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いとは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。